めざします企業の繁栄と社会への貢献

ほうじん新津

「河湊の午睡（ごすい）」

杉崎正志（東蒲支部）

法人会は異業種交流のパイオニアです。

目次

2P 26年度通常総会
3P 優良経理担当者表彰
3P 決算・予算・事業計画
4P 税務署長着任挨拶
5P 税務署職員異動状況
5P 税理士支部長
6P 税務情報だより
7P 監督署だより
8P 職安だより
9P 会員のひろば
9P 会員親睦事業
10P 会員のひろば
11P 支部だより
11P 予告・秋の特別講演会
社会貢献活動
（古タオル・古切手）

◇発行所
公益社団法人 新津法人会
〒九五六―〇八六四
新潟市秋葉区新津本町三丁目一の七
新津商工会議所内
TEL〇二五〇（二二）三四八八

◇発行人
税制・広報委員長
木村藤雄

新津支部（新津商工会議所内）☎二三―三四八八
五泉支部（五泉商工会議所内）☎四三―五五五一
村松支部（村松商工会内）☎五八―二二〇一
小須戸支部（小須戸商工会内）☎三八―二五六〇
東蒲支部（津川商工会内）☎九二―二四九四

平成二十六年度 第二回通常総会開催

去る六月四日㈬午後四時二十分より秋葉区新津本町四、割烹「新森」において、新津税務署佐藤和彦署長をはじめ、多くのご来賓の方々のご臨席をいただき公益社団法人認定取得後、第三回の通常総会を盛大に開催いたしました。

先ず春日忠男会長が挨拶に立ち、法人会の現状説明と昨今の経済情勢を述べ、本年度は「法人法」の改正に伴い「公益社団法人」移行後、第三回の通常総会を開催する運びとなり、依って慎重審議いただくよう挨拶を行なった。

続いて事務局による出席状況報告の後、本総会は有効に成立することを確認し、定款第二十三条の定めにより春日忠男会長が議長席に着座し、議事録署名人として甲田耕祿氏、吉田健治氏の二名を指名し議事に入る。

報告事項

平成二十五年度事業報告
平成二十六年度事業計画
平成二十六年度収支予算

議長は「法人法」の改正に伴い総会の上程要領が改正された、よって本案の「平成二十六年度事業計画、並びに平成二十六年度収支予算については平成二十六年三月十九日開催の理事会において、平成二十五年度事業報告については、平成二十六年五月九日開催の理事会において、それぞれ承認済みである故、本総会では報告事項となった。

以上を述べ事務局をして詳細に報告説明をなさしめた。

決議事項

第一号議案

平成二十五年度決算報告承認の件

議長は本案を上程し、事務局をして詳細に説明をなさしめた後、監事の樋口龍衛氏から監査の結果を求めるに、「適法であり正確であった」旨の監査報告を受け、一応の質疑応答（質疑なし）を経た後、これを議場に諮ったところ、全員異議なく拍手をもって原案どおり可決承認された。

第二号議案

会費に関する規程の一部改正の件

議長は本案を上程し、事務局をして詳細に説明をなさしめた後、議場に諮ったところ、全員異議なく拍手をもって原案どおり可決承認された。

一連の議案審議終了後、恒例の優良経理担当者表彰式を挙行し、引き続き新津税務署　佐藤和彦署長の祝辞をいただき、通常総会を終了した。

優良経理担当者被表彰者

◎臼　田　賀　一（新津支部）
㈱新津食品流通センター
勤続年数　三十二年
◎吉　澤　富士子（新津支部）
東部運送㈱
勤続年数　三十年
◎土　橋　明　美（新津支部）
東部運送㈱
勤続年数　十五年

佐藤　和彦　税務署長

記念講演　富坂　聡　氏

優良経理担当者被表彰

講演会聴講風景

平成26年度 事業計画

一、事業活動の基本方針

平成二十四年四月一日付けで公益社団法人新津法人会として再発足し、平成二十六年度は第三期目となります。本年度も、「法人会法の基本指針」に則り、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制、税務に関する提言を行ない、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税制行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行うこととしている。

特に法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ以下に掲げる諸事業に取り組むこととしました。

二、主な事業計画

1、税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業
(1)税に関する研修・セミナー事業
(2)講演会事業
(3)租税教育事業
(4)税の広報事業
(5)税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業
2、地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業
(1)講演会・セミナーの開催事業
(2)地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業
3、会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業
(1)組織の強化・充実
(2)広報活動の充実
(3)青年・女性部会の充実
(4)法人会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業
4、本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との連携強化を図る事業
5、本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る事業
6、その他、本会の目的達成に必要な事業

平成25年度決算書

平成26年６月４日の総会で承認された。

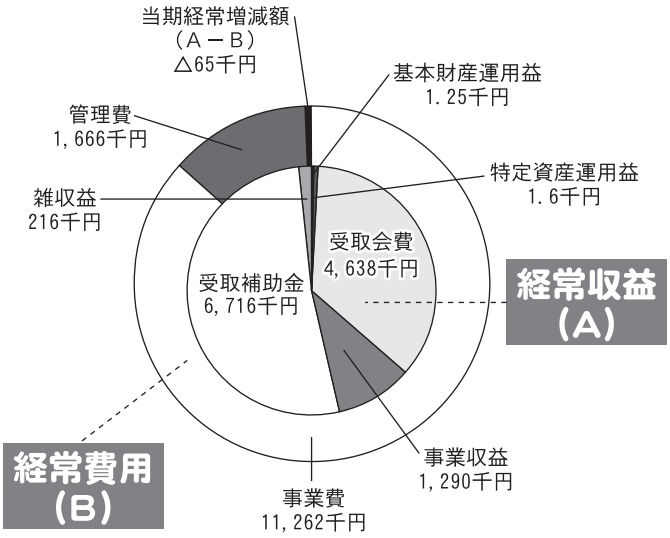

（内円＝収益／外円＝費用）

平成26年度予算書

平成26年３月19日開催の理事会で承認された。
平成26年６月４日開催の総会で報告された。

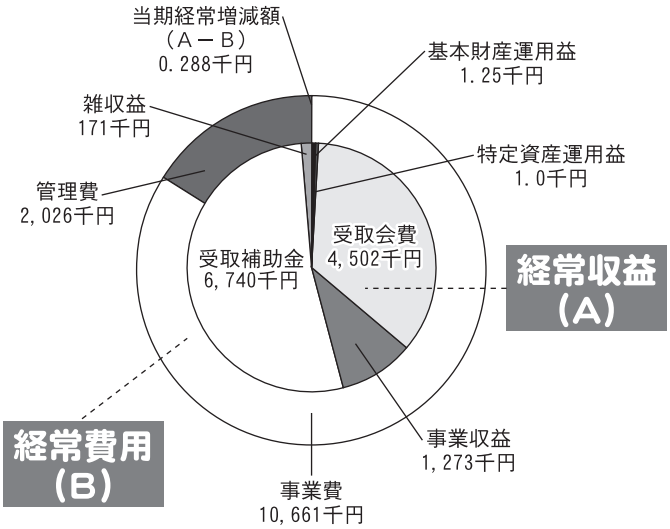

（内円＝収益／外円＝費用）

署長着任あいさつ

新津税務署長
宮 下 吉 輝

このたびの人事異動で、新津税務署長に着任いたしました宮下吉輝でございます。

前任は関東信越国税局税務相談室で主任税務相談官を務めておりました。出身は長野県の飯田市で、新潟県での勤務は初めてです。

新津税務署管内は、阿賀野川水域に位置し、季節の花で彩られ、温かで人情味あふれる土地柄です。石油や鉄道の歴史ロマンが漂うこの地に勤務できますことを大変光栄に思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人新津法人会におかれましては、講演会や各種研修会の開催などを通じて納税道義の高揚と正しい税知識の普及に多大なご協力をいただいております。これもひとえに春日会長はじめ役員の皆様方の一方ならぬご尽力と会員の皆様のご理解の賜物と心より敬意を表す次第であります。

さて、最近の経済情勢を見ますと、雇用者数及び雇用者所得は増加傾向にあるものの、消費指標は強弱混在しており、今後の景気回復の道筋には注視せざるを得ない状況です。

税務行政を取り巻く環境においても、少子・高齢化の進展や経済取引のグローバル化・IT化などの要因により、大きく変化してきております。

こうした中で、税務行政に携わる私どもとしては「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を適切に果たしていくため、このような環境の変化に的確に対応し、納税者の利便性の向上を図るとともに、適正・公平な税務行政を推進していく所存であります。とりわけ、納税者利便の向上・行政運営の効率化の観点から、e—Taxの一層の普及及び定着に取り組んでいきたいと考えております。

本年は、十七年ぶりとなる消費税の税率引き上げのほか、白色事業所得者等に対する記帳・記録保存義務の拡大や来年一月以降の相続税課税のベースの拡大など大きな税制改正が行われ、更には、税理士法改正に伴う調査手続きの見直し等も加わり、これら制度改正へ対応するための課題にも取り組む必要があります。

こうした課題に適切に対応していくためには、私ども税務職員だけでなしうるものではなく、法人会会員の皆様のお力添えが是非とも必要であります。

新津法人会の会員の皆様におかれましては、税務行政の良き理解者として、今後とも、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、公益社団法人新津法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

表紙掲載絵画作者紹介

「河湊の午睡（ごすい）」

杉 崎 正 志 様

東蒲原郡阿賀町野村

平成26年７月10日発令　新津税務署　法人課税部門　人事異動

新　任　者

新所属・職名	氏　名	旧所属・職名
新津税務署　署　長	宮　下　吉　輝	関東信越国税局　総務部相談室　主任相談官
新津税務署　総務課長	佐　川　　弘	浦和税務署　個人課税第一部門　統括官

転　出　者

新所属・職名	氏　名	旧所属・職名
札幌国税局　総務部　人事二課長	佐　藤　和　彦	新津税務署　署　長
鹿沼税務署　総務課長	土生津　　茂	新津税務署　総務課長

留　任　者

新所属・職名	氏　名	旧所属・職名
新津税務署　法人課税　統括官	川　崎　智　久	
新津税務署　法人課税　上席官	黒　井　陽　子	

相続税の税制改正について

関東信越税理士会
新津支部長
杉本孝子

昨年に引き続き、今年も七月四日の金曜日「たなばたコンサート」に参加をさせて頂きました。

あいにくの雨模様でしたが、お二人の息の合ったクラリネットの音に心地良く、どっぷり浸らせて頂いた夜でした。

コンサートの前の「分り易い税金の話」は、既にご存じかと思いましたが、「相続税及び贈与税の税制改正」としました。

平成二十五年度税制改正の主なものは、平成二十七年一月以降取得する財産に係る

【相続税】

①遺産に係る基礎控除↓引き下げられます。
改善前　五千万円＋一千万円×法定相続人の数
改善後　三千万円＋六百万円×法定相続人の数

②相続税の税率構造の区分が増えました。
各法定相続人の取得金額が、二億円超から三億円以下及び六億円超の税金が増える事になります。

③未成年者控除及び障害者控除の額が引き上げられます。

④小規模宅地等の特例を受けられる面積が、拡大されます。
↓課税価格が減少します。
特定居住用宅地等の限度面積が、二四〇㎡から三三〇㎡に広がります。適用要件は平成二十六年一月一日以降に改正されます。
居住用と事業用宅地等を選択する場合の適用面積が広がります。

【贈与税】

①相続時精算課税↓枠が拡がりました。
贈与する人の年齢が、六十五歳以上から六十歳以上に引き下げられます。
贈与を受ける人が推定相続人だけでなく、孫が含まれる事になりました。

②贈与税（暦年課税）の税率構造の区分が細かくなりました。

【相続税と贈与税共通】

事業承継税制　非上場株式等についての適用要件の緩和や手続きが簡素化されます。

資料は国税庁のＨＰから頂きました。

相続税は平成二十七年から基礎控除が引き下げられ相続税の対象となる範囲が広がり、相続税と無縁だとも言っていられなくなる可能性が増えました。

所得税や法人税の様に毎年申告をする税目と違い相続税との出会いは限られています。相続税の負担を軽減する様々な方法を身近で得ることもでき、これで万全と思っていても税制改正により修正が必要だったりします。

相続税は独特の税金だと感じます。

他の税目の様に税額が幾らかという金額だけでなく、金額も重要ですが、沢山の人間の感情が乱れ飛ぶ税目だからです。

あの人があんな事を言うなんて、そんな風に思っていたのか、自分の家族に限ってもめると思っていなかった等。

相続ではなく争続という言葉も目にします。また反対にこんなにスムーズに決まるなんてと安堵した声も聞きます。

なるほどと思い七月四日にも紹介させて頂いた、ある税理士の先生のブログから。

子供達を独り立ち出来る様に育て、子供達に迷惑をかけず自分の老後を楽しんで余った現金を残す。

親と同じ事業を形としてではなく、事業を含む生き方自体を承継する。

次世代にいさかい事を残さない様にしたいものです。

「エンディングノート」はありがたい存在になると思います。

自分の思いを家族に伝え、税務調査の聞き取り時にも助かります。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

入院前・入院後の通院にも*ちゃんと応える医療保険

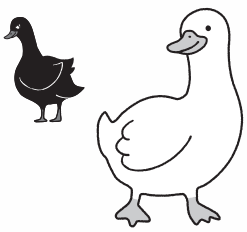

—法人会—
ちゃんと応える医療保険 EVER

健康に不安がある方も入りやすい医療保険

アフラックは医療保険契約件数No.1
平成25年版「インシュアランス生命保険統計号」

—法人会—
健康に不安がある人も入りやすい 医療保険
もっとやさしいEVER エヴァー

*通院ありプランの場合

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）　新潟支社
〒950-0088 新潟市中央区万代4-4-27　新潟テレコムビル4F　法人会フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2014-0022 8月1日

税務署コーナー

平成２６年度 交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし

平成26年３月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規程（措法61の４）が改正され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

1　交際費等の額のうち、接待飲食費（注1）の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました（措法61の４①）。

（注１）接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法61の４④、措規21の18の４、法規59、62、67）。

イ　飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日

ロ　飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ　飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

ニ　その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

（注２）１人当たり5,000円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています（措法61の４④二・⑥、措令37の５①、措規21の18の４）。

（注３）接待飲食費に関する具体的な取扱いについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「接待飲食費に関するＦＡＱ（平成26年４月）」をご覧ください。

2　中小法人（注1）は、上記１の接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額（注2）までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました（措法61の４①②）。

（注１）**中小法人とは**、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます（措法61の４②、措令37の４、法66⑥二・三）。

（注２）**定額控除限度額とは**、800万円にその事業年度の月数（１月に満たない端数があるときは、これを１月とします。）を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます（措法61の４②③）。

（注３）定額控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

（注４）定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書又は厚生請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表15（交際費等の損金算入に関する明細書）の添付がある場合に限り適用することができます（措法61の４⑤）。

3　交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成28年３月31日まで２年延長されました（措法61の４①）。

印刷―その先の可能性を求めて
「時代に対応し常に高品質な製品」をお届けする為に
私達の基本姿勢は変わりません。
阿部印刷株式会社
本　社／新潟県五泉市村松甲2096番地　TEL 0250(58)5115 FAX 0250(58)5750
営業所／新潟・阿賀野・津川
Homepage http://www.ap-create.com/　E-mail office@ap-create.com